

山口県アレルギー疾患医療認定制度の概要について

令和2年10月 山口県健康増進課

趣 旨

アレルギー疾患に悩む県民の方が、居住地にかかわらず科学的知見に基づく適切な医療や指導を受けることができるよう、県が、アレルギー疾患に対応可能な医療機関を認定・公表することにより、適切な医療機関へのアクセシビリティの改善を図るもの

認定要件

- 【職 種】 アレルギー疾患医療に携わる医師、看護師、薬剤師、栄養士
- 【経 験 年 数】 実務経験年数5年以上
- 【資 格】 以下のいずれかの要件を満たすこと。

① 山口県アレルギー疾患医療連絡協議会が開催する「山口県アレルギー疾患医療実践セミナー」を修了した者（今回ご案内したセミナー）

② アレルギー疾患医療中心拠点病院が開催する「成人・小児アレルギー研修」を修了した者

③ 日本アレルギー学会等、協議会が定める以下の認定機関が認定する「専門医」以上の資格を持つ者

- ・ 日本アレルギー学会（アレルギー専門医）
- ・ 日本内科学会（総合内科専門医）
- ・ 日本小児科学会（小児科専門医）
- ・ 日本皮膚科学会（皮膚科専門医）
- ・ 日本眼科学会（眼科専門医）
- ・ 日本耳鼻咽喉科学会（耳鼻咽喉科専門医）
- ・ 日本呼吸器学会（呼吸器専門医）

※アレルギー専門医以外の専門医は、

(1) アレルギーに係る診療経験が5年以上あること

(2) 勤務する医療機関が地域の二次救急医療機関等との連携が図られていることのいずれかを満たすこと

④ 日本小児臨床アレルギー学会が認定する「小児アレルギーエデュケーター」及び日本栄養士会が認定する「食物アレルギー管理栄養士」の資格を持つ者であって、当該資格による勤務の経験が5年以上ある者

⑤ その他、協議会において特に認めた者

【認定期間】 3年間（更新の際は再度の研修受講及び申請が必要）

その他

【責 務】 認定を受けた者の責務は以下のとおり。

① 科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療の提供を行うこと。

②患者やその保護者並びに教育・保育関係者等が、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、日常生活において、重症化の予防や症状の軽減に必要な注意を払い、適切な対処ができるよう、適切な相談支援や情報提供を行うこと。

【公表】 認定を受けた者については、勤務する医療機関や対応できる疾患、検査の種別等を県 HP などで公表する。

【認定証】 認定を受けた者に対しては、認定証及び認定プレートを交付する。

【制度開始日】 令和3年2月予定（申請受付は令和2年12月予定）

※申請方法等につきましては、後日お知らせいたします。

※「山口県アレルギー疾患医療実践セミナー」修了の際は、本認定制度の申請についてご検討いただけますようお願いいたします。

認定医療機関公表のイメージ

所在地	小学校区	医療機関名	医師名	対応可能な年代	アレルギー疾患							専門医療		相談・指導			学校生活管理指導表の作成	専門資格 アレルギー専門医	URL	電話番号	
					気管支喘息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性鼻炎	アレルギー性結膜炎	花粉症	食物アレルギー	アレルギー全般	食物経口負荷試験	アレルギー免疫療法	スキンケア指導	エピペン自己注射指導	服薬・吸入指導					栄養指導
****	***	*****	*****	成人	○					○							○		○	****	*****
****	***	*****	*****	小児							○		○			○	○	○	****	*****	
****	***	*****	*****	成人・小児	○								○	○			○		****	*****	

参考2

山口県アレルギー疾患医療連絡協議会委員の構成

区分	団体名
山口県アレルギー疾患医療拠点病院	山口大学医学部附属病院（内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科）
医療関係団体	（一社）山口県医師会、山口県小児科医会、（公社）山口県看護協会、（一社）山口県薬剤師会、（公社）山口県栄養士会
教育・保育関係団体	学校におけるアレルギー疾患対応委員会、山口県教育庁学校安全・体育課、山口県養護教諭会、（一財）山口県保育協会、山口県国公立幼稚園・こども園連盟、（公財）山口県私立幼稚園協会
県民代表	アレルギーっ子の会ぽればれ
行政機関	山口県健康福祉部健康増進課

